

## 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱

## (設置)

第1条 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第5条に基づき、再犯の防止に携わる関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進するため、愛知県再犯防止連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 再犯の防止に関する取組みに係る事項
- (2) その他再犯の防止に関して必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、愛知県防災安全局長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県防災安全局県民安全監をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (運営)

第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

## (検討委員会)

第5条 会長は、専門の事項を協議するため、検討委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会は、同時に複数置くことができる。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長は、協議会委員の中から会長が指名する。また、委員は、検討する内容に応じて、委員長が協議会委員の中から指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

## (個人情報の保護)

第7条 協議会及び委員会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

会 長	愛知県防災安全局長
副会長	愛知県防災安全局県民安全監
委 員	<p>愛知県人事局人事課長</p> <p>愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課長</p> <p>愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長</p> <p>愛知県福祉局福祉部福祉総務課長</p> <p>愛知県福祉局福祉部地域福祉課長</p> <p>愛知県福祉局福祉部障害福祉課長</p> <p>愛知県福祉局高齢福祉課長</p> <p>愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室長</p> <p>愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課長</p> <p>愛知県労働局就業促進課長</p> <p>愛知県建設局土木部建設企画課長</p> <p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室長</p> <p>愛知県会計局管理課長</p> <p>愛知県教育委員会教育部高等学校教育課長</p> <p>愛知県教育委員会教育部義務教育課長</p> <p>愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課長</p> <p>名古屋地方検察庁総務部刑事政策推進室長</p> <p>名古屋矯正管区第一部更生支援企画課主席保護観察官</p> <p>中部地方更生保護委員会指導監査官</p> <p>名古屋保護観察所企画調整課長</p> <p>愛知労働局職業安定部職業対策課長</p> <p>名古屋刑務所首席矯正処遇官</p> <p>豊橋刑務支所首席矯正処遇官</p> <p>岡崎医療刑務所首席矯正処遇官</p> <p>名古屋拘置所首席矯正処遇官</p> <p>瀬戸少年院首席専門官</p> <p>愛知少年院首席専門官</p> <p>豊ヶ岡学園首席専門官</p> <p>名古屋少年鑑別所首席専門官</p> <p>愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長</p> <p>愛知県医師会理事</p> <p>愛知県社会福祉協議会事務局長</p> <p>愛知県社会福祉士会事務局長</p> <p>愛知県更生保護協会事務局長</p> <p>愛知県保護司会連合会副会長</p> <p>愛知県更生保護事業連盟理事</p> <p>愛知県更生保護女性連盟事務局長</p> <p>愛知県BBS連盟事務局長</p> <p>愛知県就労支援事業者機構事務局長</p> <p>愛知県地域生活定着支援センター長</p> <p>愛知県内地区協力雇用主会代表</p> <p>愛知県社会保険労務士会会長</p> <p>再非行防止サポートセンター愛知理事長</p>